

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	広島県水道広域連合企業団
住所	広島市中区基町10番52号
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
基準年度(*1)	令和4年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	水道事業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3611)
事業の概要	水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施しており、この内、広島市内では水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施している。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>技術部長をエネルギー管理統括者、技術管理課担当職員をエネルギー管理企画推進者として配置するとともに、大規模事業所にはエネルギー管理員を配置し、温室効果ガスの排出抑制を推進する。</p>

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4年度	令和5～令和7年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,194 t-CO ₂	8,918 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		8,918 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年平均1%の削減を目指す。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
	令和4年度		令和5~令和7年度 (平均値)		$((a-b)/a) \times 100$
					%
					%
					%
原単位の指標及び目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・事務室等の冷暖房等の設定温度を政府の推奨値に設定 ・空調機器のフィルターの定期的な点検、整備 ・ポンプの定期的な点検、整備 ・休憩時間等、執務時間外における消灯又は減光 ・受変電設備の定期的な保守、点検 ・LED照明の使用

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

該当なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギー対策を推進する。

5 その他の取組

—

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、ワセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	戸坂取水場
事業所の所在地	広島市東区戸坂惣田一丁目12番1号
事業所の業種	工業用水道業
事業の概要	河川表流水の取水及び送水

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4年度	令和5~令和7年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	7,450 t-CO ₂	7,227 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量		7,227 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年平均1%の削減を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室等の冷暖房等の設定温度を政府の推奨値に設定 ・ 空調機器のフィルターの定期的な点検、整備 ・ ポンプの定期的な点検、整備 ・ 休憩時間等、執務時間外における消灯又は減光 ・ 受変電設備の定期的な保守、点検

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

該当なし

2 その他の取組

—
